

岩手県告示第714号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和7年12月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和7年10月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社坂田建材
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市卸町16番地
 - ウ 代表者の氏名 蘇武博
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一7）第1839号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和7年10月2日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和7年11月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社田村工務所
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市平館第18地割28番地3
 - ウ 代表者の氏名 田村重信
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第6965号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和7年11月10日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和7年11月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社上神田住建
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市長内町第19地割152番地
 - ウ 代表者の氏名 上神田正利
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一2）第6991号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和7年11月18日付けで建築工事業、大工工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和7年11月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社はなだ
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市北鬼柳3地割117番地1
 - ウ 代表者の氏名 花田晶
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特一3）第7994号
 - (3) 処分の内容 土木工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年11月10日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和7年10月7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社安東ハウジング

イ 主たる営業所の所在地 一関市舞川字山根198番地268

ウ 代表者の氏名 安東森男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第9386号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年10月3日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和7年11月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大友住建有限会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢佐倉河字玉ノ木13番地

ウ 代表者の氏名 千田勘次

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-6)第60105号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年11月10日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和7年11月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 あさひクレーン株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢字桜屋敷537番地

ウ 代表者の氏名 岸晴男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-4)第60242号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年11月18日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和7年11月26日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社北村工務店

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町帯島第11地割19番地3

ウ 代表者の氏名 北村智

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-7)第140015号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年11月26日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和7年10月28日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社大堅工業

イ 主たる営業所の所在地 二戸市福岡字大明神平3番地2

ウ 代表者の氏名 一ノ渡宣広

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-5)第150066号

(3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年10月20日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和7年10月28日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社大堅工業

イ 主たる営業所の所在地 二戸市福岡字大明神平3番地2

ウ 代表者の氏名 一ノ渡宣広

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第150066号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年10月20日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 令和7年9月29日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社松田製材所

イ 主たる営業所の所在地 八幡平市野駄第21地割255番地

ウ 代表者の氏名 松田大志

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-3)第160043号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年9月29日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 令和7年12月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社小田島組

イ 主たる営業所の所在地 北上市藤沢20地割35番地

ウ 代表者の氏名 小田島直樹

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-6)第50361号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年11月28日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。